

# 明和町骨髓移植ドナー助成事業 が始まりました！

明和町では、骨髓・末梢血幹細胞(骨髓等)の提供者に対して助成金を交付いたします。

助成金の対象：骨髓等の提供を行った者又は最終同意後に骨髓等の提供が中止になった者でも下記①～④のいずれも該当すれば対象になります。

- ① 骨髓等の提供日又は、提供が中止になった場合は最終同意をした日において明和町に住所を有している者
- ② ドナー休暇制度を設けていない企業・団体等に属している者
- ③ 明和町暴力団排除条例に規定する暴力団員等でないこと
- ④ 他の自治体等が実施する同種同類の助成等を受けていない者

助成金の内容：骨髓等の提供に係る通院、入院又は面談の日数に2万円を乗じて得た額とし、1回の提供につき14万円を限度とする。  
詳しくは下記①～④を参照

- ① 骨髓等の提供に係る健康診断のための通院
- ② 自己血貯血又はG-CSF注射のための通院又は入院
- ③ 骨髓等の採取のための入院
- ④ 上記①②③の他、骨髓バンク又は医療機関が必要と認める通院、入院又は面談

担当課： 明和町役場健康づくり課健康づくり係  
電話： 0276-84-3111 (内線172・173)